

地方拠点強化税制の お問い合わせ先が変わります！

組織変更に伴い、
地方拠点強化税制に関するお問い合わせ先を変更します。

令和2年7月20日以降、
地方拠点強化税制に関するお問い合わせは、
以下までご連絡ください。

税制の適用要件などについて、
ご不明なことがあれば、お気軽にお問合せください！

<税制全般・オフィス減税について>

03-3501-1697

内閣府 地方創生推進事務局
(経済産業省 地域経済活性化戦略室内)

**お問合せ先
(変更後)**

<雇用促進税制について>

03-3502-6770

内閣府 地方創生推進事務局
(厚生労働省 雇用政策課内)

※ 雇用促進税制についてのお問い合わせ先には変更ありません



内閣府地方創生推進事務局

地方拠点 強化税制

地方拠点強化税制とは？

企業が**本社機能**の全部/一部を、

- ✓ **東京23区**から**地方に移転**する場合、
- ✓ **地方で拡充/東京23区以外**から**地方に移転**する場合、**オフィス減税**や**雇用促進税制**の適用を受けることができます。

※ 都道府県から、一定の条件を満たす**事業計画の認定**を受けた企業が対象

オフィス 減税

オフィス減税とは？

地方で**本社機能を有する施設**を**新設/増設**する場合に、**建物等の取得価額**に応じて、**特別償却/税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる施設：**事務所、研究所、研修所**（※工場や店舗は対象外）
※ 業種の指定はありませんが、営業や製造部門など特定部門の事務所は対象外
- 東京23区から地方へ移転する場合（移転型事業）
特別償却：**25%** or 税額控除：**7%**
- 地方で拡充する場合/東京23区以外から地方へ移転する場合（拡充型事業）
特別償却：**15%** or 税額控除：**4%**

雇用促進 税制

雇用促進税制とは？

地方で**新たに従業員を雇い入れる**場合などに、その**増加数**に応じて、**税額控除**を受けられます。

- ✓ 対象となる従業員：
地方で**新たに雇用**、または**地方に転勤**した従業員（※正規雇用）
※ 原則として、**企業全体で増加した従業員数**が上限
- 移転型事業
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **90万円**
3年間の適用期間における税額控除：一人当たり、最大 **170万円**
このうち、最大 **120万円**は、**オフィス減税と併用可能**
- 拡充型事業
初年度の税額控除：一人当たり、最大 **30万円**

※ 税額控除額は、要件によって異なります。詳細は担当部局までお問い合わせください

<詳細な要件、ご不明な点、ご相談などについては、担当部局までお問い合わせを！>

お問合せ先

※令和2年7月20日付で
一部変更

(地方拠点強化税制全般・オフィス減税)

03-3501-1697

内閣府 地方創生推進事務局
(経済産業省 地域経済活性化戦略室内)

(雇用促進税制)

03-3502-6770

内閣府 地方創生推進事務局
(厚生労働省 雇用政策課内)

<その他、都道府県で独自の支援制度を設けている場合がありますので、各都道府県にもお問合せください！>